

## 京都市保育所条例

### (設置)

第1条 児童福祉法（以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所を設置する。

2 保育所及びその分園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

### (指定管理者による管理)

第2条 保育所の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合の当該指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 保育所における保育の実施に係る業務
- (2) 保育所の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

### (開所時間及び休所日)

第3条 保育所の開所時間は、午前7時から午後6時までを標準として、保育所ごとに別に定める。

2 保育所の休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開所時間及び休所日を変更することができる。

### (利用資格及び入所定数)

第4条 保育所を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第20条第4項後段に規定する教育・保育給付認定子ども（同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもにあつては、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者に限る。）
- (2) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を利用する者
- (3) 法第24条第5項又は第6項の規定により保育所に入所させることが必要であると認められる者

2 前項第1号に掲げる者に係る保育所の入所定数は、別に定める。

### (利用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育所の利用を制限す

ることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(保育費用の徴収)

第6条 市長は、保育所を利用する者の保護者（子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。）から、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して別に定める保育費用を徴収することができる。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

(保育費用の還付)

第7条 既納の保育費用は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(保育費用の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年7月30日条例第46号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

（昭和40年3月31日規則第174号で昭和40年4月1日から施行）

附 則（昭和41年5月31日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年4月6日条例第1号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

（昭和42年5月19日規則第15号で昭和42年5月20日から施行）

附 則（昭和42年11月23日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年4月9日条例第2号）

この条例の施行期日は、各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市川岡保育所については昭和43年5月20日規則第22号で昭和43年5月20日から施行、京都市福ノ川保育所については昭和43年8月1日規則第37号で昭和43年8月1日から施行、京都市久世保育所については昭和43年8月1日規則第37号で昭和43年9月1日から施行)

附 則 (昭和44年4月1日条例第3号)

この条例の施行期日は、各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市南保育所については昭和44年4月14日規則第27号で昭和44年4月17日から施行、京都市安朱保育所については昭和44年4月14日規則第27号で昭和44年4月21日から施行)

附 則 (昭和45年3月30日条例第47号)

この条例中京都市楽只乳児保育所、京都市室町乳児保育所、京都市養正乳児保育所、京都市錦林乳児保育所、京都市壬生乳児保育所、京都市崇仁第一保育所、京都市崇仁乳児保育所及び京都市崇仁第二保育所に関する部分は昭和45年4月1日から、京都市西野山保育所、京都市西七条保育所、京都市吉祥院保育所、京都市川島保育所及び京都市改進黨乳児保育所に関する部分は各保育所に関する部分につき市規則で定める日から施行する。

(京都市西野山保育所、京都市西七条保育所及び京都市川島保育所については昭和45年5月30日規則第33号で昭和45年6月1日から施行、京都市吉祥院保育所については昭和45年9月24日規則第68号で昭和45年10月1日から施行、京都市改進黨乳児保育所については昭和45年10月29日規則第82号で昭和45年11月1日から施行)

附 則 (昭和46年3月29日条例第43号)

この条例中京都市久世西保育所に関する部分は昭和46年4月1日から、京都市朱七保育所に関する部分は昭和46年5月1日から施行する。

附 則 (昭和46年6月12日条例第2号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和46年6月12日規則第21号で昭和46年6月14日から施行)

附 則 (昭和46年9月30日条例第18号)

この条例の施行期日は、各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市壬生乳児保育所及び京都市朱雀乳児保育所については昭和46年10

月14日規則第81号で昭和46年10月16日から施行,京都市辰巳乳児保育所については昭和46年10月14日規則第81号で昭和46年10月18日から施行,京都市一乗寺保育所については昭和46年10月14日規則第81号で昭和46年11月16日から施行)

附 則 (昭和47年4月13日条例第5号)

この条例の施行期日は,各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市勧修保育所については昭和47年5月15日規則第40号で昭和47年5月16日から施行,京都市石田保育所については昭和47年5月15日規則第40号で昭和47年6月15日から施行)

附 則 (昭和47年10月5日条例第21号)

この条例の施行期日は,市規則で定める。

(昭和47年10月19日規則第87号で昭和47年10月21日から施行)

附 則 (昭和47年12月18日条例第31号)

この条例の施行期日は,市規則で定める。

(昭和48年1月8日規則第116号で昭和48年1月10日から施行)

附 則 (昭和48年4月3日条例第3号)

この条例の施行期日は,市規則で定める。

(昭和48年4月3日規則第28号で昭和48年4月9日から施行)

附 則 (昭和48年8月9日条例第12号)

この条例の施行期日は,各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市山階保育所については昭和48年8月16日規則第81号で昭和48年8月18日から施行,京都市大宮保育所については昭和48年9月26日規則第90号で昭和48年9月27日から施行)

附 則 (昭和49年8月1日条例第13号)

この条例の施行期日は,市規則で定める。

(昭和49年12月19日規則第73号で昭和49年12月20日から施行)

附 則 (昭和49年10月11日条例第23号)

この条例の施行期日は,各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市村松保育所及び京都市檜原保育所については昭和49年11月1日規則第64号で昭和49年11月1日から施行,京都市納所城之内保育所について

は昭和50年3月31日規則第92号で昭和50年4月1日から施行)

附 則 (昭和50年3月31日条例第52号)

この条例の施行期日は、各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市楽只第二乳児保育所、京都市朱七第二保育所、京都市鏡山保育所及び京都市石原保育所については昭和50年3月31日規則第93号で昭和50年4月1日から施行、京都市西京極保育所については昭和50年6月12日規則第32号で昭和50年6月13日から施行)

附 則 (昭和50年6月12日条例第7号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

(市規則で定める日は昭和50年6月12日規則第33号で昭和50年6月13日)

附 則 (昭和51年3月31日条例第43号)

改正 昭和51年7月8日条例第13号

この条例第1条中各保育所に関する部分及び第2条の規定は市規則で定める日から、その他の部分は公布の日から施行する。

(第1条中各保育所に関する部分の市規則で定める日は昭和51年3月31日規則第111号で昭和51年4月1日、第2条の市規則で定める日は昭和51年6月10日規則第45号で昭和51年10月1日)

附 則 (昭和51年7月8日条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、本則各保育所に関する部分及び次項の規定につき市規則で定める。

(京都市楽只保育所については昭和51年7月17日規則第49号で昭和51年7月19日から施行、京都市西院保育所については昭和51年7月24日規則第51号で昭和51年7月26日から施行、京都市朱一保育所、京都市大受保育所及び附則第2項の規定については昭和51年9月30日規則第75号で昭和51年10月1日から施行)

附 則 (昭和51年9月30日条例第19号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和51年10月6日規則第97号で昭和51年10月7日から施行)

附 則 (昭和51年12月16日条例第32号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和52年1月27日規則第131号で昭和52年2月1日から施行)

附 則 (昭和52年3月24日条例第46号)

この条例の施行期日は、各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市改進黨第二乳児保育所については昭和52年3月31日規則第146号で昭和52年4月1日から施行、京都市久世南保育所については昭和52年5月20日規則第32号で昭和52年5月21日から施行)

附 則 (昭和52年8月4日条例第4号)

この条例の施行期日は、各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市中山保育所については昭和52年10月8日規則第54号で昭和52年10月11日から施行、京都市新林保育所については昭和52年11月26日規則第60号で昭和52年11月28日から施行)

附 則 (昭和53年4月6日条例第6号)

この条例第1条の規定は公布の日から、第2条中各保育所に関する部分は市規則で定める日から施行する。

(京都市三条乳児保育所については昭和53年6月29日規則第53号で昭和53年7月1日から施行、京都市墨染保育所については昭和53年7月27日規則第64号で昭和53年7月28日から施行、京都市山王保育所については昭和53年9月19日規則第73号で昭和53年9月21日から施行、京都市高野保育所については昭和53年9月19日規則第73号で昭和53年10月4日から施行)

附 則 (昭和54年3月29日条例第55号)

この条例中京都市山ノ本保育所及び京都市祥南保育所に関する部分は市規則で定める日から、その他の部分は公布の日から施行する。

(京都市山ノ本保育所については昭和54年3月29日規則第124号で昭和54年4月2日から施行、京都市祥南保育所については昭和54年6月26日規則第36—2号で昭和54年7月2日から施行)

附 則 (昭和54年12月13日条例第26号)

この条例中京都市児童院乳児保育所及び京都市聚楽保育所に関する部分は市規則で定める日から、その他の部分は公布の日から施行する。

(京都市児童院乳児保育所及び京都市聚楽保育所については昭和55年3月13日規則第96号で昭和55年3月15日から施行)

附 則 (昭和55年4月10日条例第4号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和55年5月20日規則第42号で昭和55年5月21日から施行)

附 則 (昭和55年10月31日条例第25号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和55年10月31日規則第90号で昭和55年11月1日から施行)

附 則 (昭和60年2月7日条例第31号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和60年2月14日規則第81号で昭和60年2月18日から施行)

附 則 (昭和60年7月11日条例第9号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和60年8月29日規則第40号で昭和60年9月2日から施行)

附 則 (昭和63年3月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

(別表の改正規定は、昭和63年3月31日規則第112号で昭和63年4月1日から施行)

附 則 (平成2年9月21日条例第12号)

この条例の施行期日は、各保育所に関する部分につき市規則で定める。

(京都市修学院保育所については平成2年9月21日規則第85号で平成2年9月21日から施行、京都市三条保育所については平成2年10月11日規則第89号で平成2年10月22日から施行)

附 則 (平成7年3月9日条例第44号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月13日条例第46号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月26日条例第25号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月12日条例第39号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第59号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成11年3月29日規則第103号で平成11年4月1日から施行）

附 則（平成13年3月27日条例第62号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成13年3月30日規則第144号で平成13年4月1日から施行）

附 則（平成14年3月29日条例第64号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日条例第30号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第32号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成17年10月21日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 入所の申込みその他京都市御池保育所を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市保育所条例第5条の規定に基づき管理を委託している保育所については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に当該法律による改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定をした保育所にあつては、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。



附 則（平成18年3月27日条例第139号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第51号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第57号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第74号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日条例第11号）

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

（第1条の規定は平成24年11月2日規則第38号で平成24年11月5日から施行、第2条の規定は平成25年11月1日規則第46号で平成25年11月5日から施行）

附 則（平成25年3月29日条例第79号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第139号）

この条例中別表京都市御池保育所の項を削る改正規定は平成26年4月1日から、同表京都市九条保育所の項及び京都市吉祥院保育所の項を削る改正規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第68号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第61号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月11日条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第46号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月16日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第52号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第88号）

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第14号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名称	位置
京都市楽只保育所	京都市北区紫野北花ノ坊町18番地
京都市楽只保育所船岡分園	京都市北区紫野下築山町20番地
京都市鶴山保育所	京都市上京区寺町通今出川上る5丁目鶴山町5番地の6
京都市養正保育所	京都市左京区田中玄京町149番地
京都市壬生保育所	京都市中京区西ノ京新建町1番地
京都市聚楽保育所	京都市中京区聚楽廻松下町9番地の4
京都市三条保育所	京都市東山区三条大橋東3丁目下る長光町621番地
京都市鏡山保育所	京都市山科区厨子奥苗代元町16番地の5
京都市南保育所	京都市南区西九条南田町9番地
京都市久世保育所	京都市南区久世大築町50番地
京都市ひかり保育所	京都市右京区京北井戸町丸山110番地
京都市弓削保育所	京都市右京区京北下弓削町狭間谷6番地の1
京都市周山保育所	京都市右京区京北五本松町西山24番地の3
京都市改進保育所	京都市伏見区竹田狩賀町153番地の1
京都市辰巳保育所	京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の58